

八潮新校（仮称）基本計画
（案）

令和●年●月
埼玉県教育委員会

目 次

1 策定に当たっての基本姿勢	1	(3) 生徒募集及び入学者選抜
2 基本的枠組み			(4) 校章、校歌、制服等
(1) 設置場所			8 対象校における教育活動
(2) 課程・学科等			9 教育環境の整備
(3) 開校時の募集人員			10 付随する事項
(4) 開校年度等			(1) 跡地の利活用
3 校名	2	(2) 同窓会及び後援会
4 基本理念			(3) 対象校が保管する物品等の保存
(1) 目指す学校			
(2) 育てたい生徒像			
5 教育活動等の基本方針			
(1) 基本姿勢			
(2) 教科指導			
(3) 生徒指導			
(4) 進路指導			
(5) 生徒募集			
6 教育活動等の基本方針の具現化	3	
(1) 教科指導			
(2) 生徒指導			
(3) 進路指導			
(4) 生徒募集			
(5) その他			
7 開校準備	5	
(1) 施設・設備の整備			
(2) 公文書等の保管及び諸証明書の発行			

魅力ある県立高校づくり第2期実施方策（以下「実施方策」という。）に基づき、次のとおり、八潮新校（仮称）（以下「新校」という。）を設置する。

1 策定に当たっての基本姿勢

八潮新校（仮称）基本計画の策定に当たっては、教育局職員と八潮南高等学校及び八潮高等学校（以下「対象校」という。）の教職員により構成する新校基本計画検討委員会において検討するとともに、地元関係者や学校関係者の協力を得て、新校準備委員会を設置し、様々な観点から意見を聴取した。

県教育委員会及び新校においては、聴取した意見を踏まえ、次のとおり、魅力ある県立高校づくりに取り組む。

- (1) 県立高校の再編整備は、中学校卒業生数が減少する中で、県立高校の活性化を進めるための教育行政上の重要施策である。新校の設置に当たっては、対象校の特長を生かし、生徒にとってより良い教育環境の整備に取り組み、特色ある高校づくりを図る。
- (2) 校長は、組織としての機能を十分に発揮して、新校の管理・運営に取り組む。
- (3) 校長をはじめ教職員は、生徒や保護者のニーズに応えられるよう、積極的に教育活動を展開するとともに、地域との連携・協働を進める。

2 新校の基本的枠組み

(1) 設置場所

八潮南高等学校と八潮高等学校を統合し、新校を八潮市大字南川崎字根通5 1 9番地1（現在の八潮南高等学校の場所）に設置する。

(2) 課程・学科等

全日制課程の普通科及び商業に関する学科（ビジネス探究科）の併置校とし、学年制とする。

(3) 開校時の募集人員

普通科 120人

ビジネス探究科 120人

(4) 開校年度等

開校は令和8年度とする。

八潮南高等学校の生徒募集は令和7年度入学者選抜まで行い、八潮高等学校の生徒募集は令和5年度入学者選抜まで行う。なお、令和6年度又は令和7年度に八潮南高等学校へ入学した生徒は、令和8年度から新校の生徒となる。

3 校名

県立高等学校の校名は、県議会の議決により「埼玉県学校設置条例」で定められる。県教育委員会は、「埼玉県立高等学校の校名変更の検討基準」に基づき新校の校名案を検討する。

校名案の検討に当たっては、県民や対象校関係者などからアイデアを広く募集するとともに、新校準備委員会において意見等を聴取する。

4 基本理念

実施方策に定める新校の基本方針等を踏まえ、次のとおりとする。

(1) 目指す学校

ア 生徒の自主性を尊重しながらグローバル社会に順応できる力を育むとともに、地域と連携し、地域や社会に貢献できる人材を育成する学校

イ 創造的に解決する力や社会人基礎力を養い、ビジネス分野をはじめ幅広く活躍できる人材を育成する学校

ウ 社会の中でたくましく生きる力を育てながら、自ら枠を超えて行動を起こし新たな価値を生み出していく力の醸成を目指す学校

(2) 育てたい生徒像

ア 自主的に学び、理解し、活用する力を身に付けるとともに、更なる興味・関心に基づいて探究し続けることができる生徒

イ 学力の向上に努めるとともに、スポーツや芸術活動にも主体的に取り組み、自ら人生を切り拓いていくことができる生徒

ウ 柔軟な発想を持ち、他者と積極的に関わろうとする生徒

エ 社会を構成する一員としての自覚を持ち、社会の発展に貢献しようとする生徒

5 教育活動等の基本方針

基本理念に基づき、次のとおり、教育活動等の基本方針を定める。

(1) 基本姿勢

社会人基礎力を養い、個に応じた丁寧な指導を実践し、創造的に課題を解決するための資質・能力の育成を目指して、主体的・対話的で深い学びの視点から学習内容の充実を図るとともに、探究的な学習等を通じ、地域をはじめ多様な他者との協働的な学びを実践する。

(2) 教科指導

- ア 生徒の能力・適性及び進路希望に応じた学習を展開し、個々の伸長を図る。
- イ 実践的・体験的な学びを通して、自らの力で問題を解決する力や社会人基礎力を養う。
- ウ ICTを活用しながら主体的な学びを推進し、地域や社会に貢献できる人材を育てる。

(3) 生徒指導

- ア 社会に出て即戦力として活躍できる人材を育成する。
- イ 生徒一人一人を理解し、心情に寄り添った丁寧な指導を行う。
- ウ 多様な価値観に触れ、相手を思いやる心を育て、命の大切さを学ぶことにより、豊かな人間性を養う。

(4) 進路指導

- ア 一人一人の進路希望に応じて、生徒に寄り添ったきめ細かな指導を行う。
- イ 生徒が自分の将来について夢を持って主体的に進路選択ができるよう支援する。
- ウ 大学や地域企業等と連携・協働してアントレプレナーシップ（起業家精神）の醸成を図るなど、組織的・計画的な進路指導を実践する。

(5) 生徒募集

- ア 地域連携の観点から八潮市とその周辺地域を中心に、実践型のビジネス教育に取り組む学校としての特色を広く浸透させる。
- イ 新校の基本理念を理解し、新校の特色に強い興味・関心を持つ、目的意識の高い生徒の募集に努める。
- ウ 生徒の実践を広く発信し、生徒を通じた広報活動を行う。

6 教育活動等の基本方針の具現化

教育活動等の基本方針に基づき、今後、次のとおり検討する。

(1) 教科指導

- ア 多様な選択科目を設置し、生徒の興味・関心に応じた適切な科目選択ができるよう丁寧に指導する。
- イ 株式会社の設立やデータサイエンスの活用など、学科を越えた探究活動を通して実践的な学びを行う。
- ウ 生徒の理解度に応じた補助教材を活用するなどして、生徒の学びを支援する。
- エ 地域で得られるデータの分析にICTを活用し、地域の課題を見つけ解決する。
- オ 習熟度別指導や授業時間の弾力的な運用、学習評価の充実により、生徒の達成感や自己肯定感に基づいた自発的な学習を促す。
- カ 主権者教育や消費者教育に関わって公民科や家庭科等の学びの充実を図るなど、教科等横断的な学びを推進する。

(2) 生徒指導

- ア 生徒、保護者の理解のもとに基本的な生活習慣の定着及び規範意識の向上を目指し、社会人として活躍できるように丁寧な指導を行う。
- イ 家庭との連携を密にしながら教職員間での情報共有を確実にを行うことにより、共通理解に基づいた指導体制を確立する。
- ウ 教職員一人一人がカウンセリングマインドを身に付け、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等と連携するなど、生徒に寄り添った組織的な教育相談体制を確立する。
- エ 主体的な体験活動や学校行事を実施することにより、ビジネスにも通じる倫理観や達成感、社会性や協調性を養う。
- オ 生徒や地域の人々の安全を守るため、安全教育を推進し、交通ルール・マナーを徹底する。
- カ 人権問題に対する正しい理解を深め、学校の教育活動全体を通じて人権尊重の精神を涵養する。

(3) 進路指導

- ア 一人一人の生徒の能力、適性及び希望に応じて、進路決定に向けた指導を丁寧に行う。
- イ 進路指導部を中心に各学年が連携を密にして、生徒との対話を重視した深い生徒理解に基づくキャリア教育を実践する。
- ウ 進路行事、資格取得や地域企業等との連携を通して、生徒の興味・関心や視野を広げ、幅広い選択肢の中から自分に合った進路を選択できるように指導する。
- エ 3年間を見通した計画的・実践的なキャリア教育を行い、インターンシップ等を通して主体的に進路選択ができるよう指導する。
- オ 大学や地域と連携しながら生徒が主体となって企画・運営するような取組を行うことで、アントレプレナーシップ（起業家精神）の醸成を図る。

(4) 生徒募集

- ア 学校説明会、1日体験入学、上級学校訪問、授業公開、体験授業、学校訪問等の中高連携活動に積極的に取り組むとともに、小学校との連携にも取り組む。
- イ 新校の基本理念を小・中学生とその保護者、更に地域住民へも積極的に周知し、地域から信頼され、魅力のある学校を築き上げる。
- ウ 課外活動等での交流を通じて中学校の教職員に新校の特色を広め、「行きたい高校」への魅力づくりを行う。
- エ ホームページの活用やパブリシティ活動、SNSを含めたメディア展開等の工夫を図る。
- オ 入学者選抜において、学校の特色や育てたい生徒像を踏まえた選抜基準を設ける。

(5) その他

- ア 地域の教育資源を活用し、地域と関わりながら学ぶことで、社会人として求められる資質・能力の育成を図る。

イ 指導の充実を目的とした様々な研修を実施して、教職員の資質・能力の向上を図る。

7 開校準備

(1) 施設・設備の整備

八潮南高等学校の施設・設備の有効活用を基本に、必要な改修や整備に努める。整備期間は令和6年度から令和9年度までの間を目途とする。

対象校の備品等については、原則として、新校が引き継ぐものとし、保管転換の事務や移動作業、配置等については、新校が行う。

(2) 公文書等の保管及び諸証明書の発行

対象校が保管する公文書等については、新校が引き継ぐ。統合後の各種証明書の発行は新校が行う。

(3) 生徒募集及び入学者選抜

生徒募集活動や入学者選抜の事務は、八潮南高等学校が中心となり、八潮高等学校が全面的に協力して行う。

(4) 校章、校歌、制服等

今後、準備を進める中で対象校が検討する。

8 対象校における教育活動

県教育委員会は、対象校において生徒募集を停止した後も、在校生に教育上の支障や不利益が生じることがないように配慮する。

9 教育環境の整備

県教育委員会は、県立高校の再編整備を積極的に推進する見地から、教育環境の整備に努める。現行制度に照らしつつ、新校の特色化を進める方向で教職員の人事等を検討するとともに、施設・設備の整備についても必要な予算の確保に努める。

10 付随する事項

(1) 跡地の利活用

八潮高等学校の設置や管理・運営に当たって多大な協力を頂いてきた八潮市と協議しながら利活用を検討する。

(2) 同窓会及び後援会

今後、対象校の同窓会及び後援会で検討する。

(3) 対象校が保管する物品等の保存

対象校が保管する校旗や卒業記念品、記念誌等の取扱いについては、今後、関係者の意見を伺いながら対象校が検討する。